少額投資非課税制度

NISA

ガイドブック

一般 NISA

ジュニア NISA

つみたて NISA



百五証券

HYAKUGO GROUP

あなたとともに、あらたな明日を



『NISA(ニーサ)』とは?

なにか、資産を増やす
きっかけが
あればいいのに・・・

- ✔ 物価の上昇など、暮らしのお金が気にかかる…
- ✔ なるべく節約したいが、切りつめるだけでは味気ない…
- ✔ 今のままでは、将来の飛躍的な収入アップは期待できない…
- ✔ 年金は今後減額されないか心配…

資産づくりの手助けとして、目的に合わせて非課税制度NISAを活用!



夢や希望を叶えるためにはまとまったお金が必要となる場合があります。
しかし低金利時代が続く中、預貯金ではなかなかお金はふえません。
資産づくりの手助けとして**NISA**があるのをご存知ですか?
目的や期間を決め、お客さまに合った非課税制度を活用して
資産形成の一歩を踏み出してみませんか?

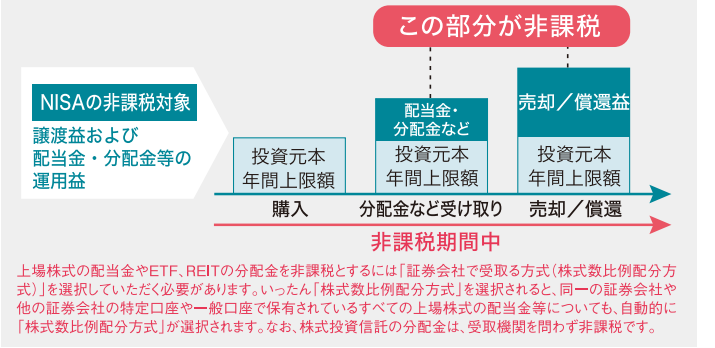
一般口座・特定口座とNISA口座の税率比較

NISAを利用することで、売却益等の課税が免除されます。



一般口座・特定口座　税率 20.315%

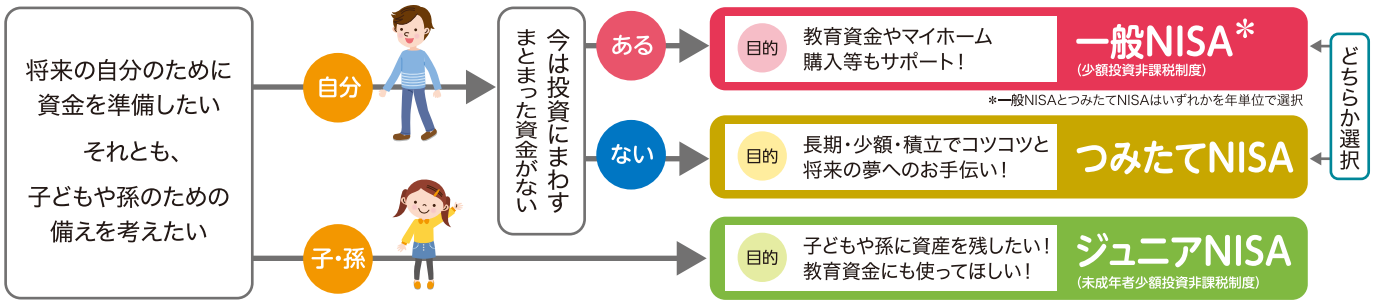
一般NISA口座　ジュニアNISA口座　つみたてNISA口座　税率 0%



上場株式の配当金やETF、REITの分配金を非課税とするには「証券会社で受取る方式(株式数比例配分方式)」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

※一般口座・特定口座では、上場株式等の譲渡益および分配金・配当金に対して、所得税約20%が課税されます。
*2013年1月から2037年12月までの25年間は、東日本大震災からの復興のために、復興特別所得税0.315%が上乗せされます。

あなたに合う非課税制度を探してみましょう



*一般NISAとつみたてNISAはいずれかを年単位で選択

世代別の活用イメージ

0~19歳	子どもや孫に資産を残したり、将来の教育資金づくり等に活用。	ジュニアNISA
20~30代	資産管理を習慣づけるために。結婚やマイホーム購入の資金づくりにも。老後の年金準備を早いうちから。	つみたてNISA
30~40代	積立を始めて長期投資のきっかけに。迫る老後のために自分年金を。	つみたてNISA
50~60代	現役世代から退職世代への移行期には、NISAで今後のセカンドライフの準備を。	一般NISA
60代~	NISAで資産を「使いながら運用」。売却・償還益・分配金を非課税で受け取る。	一般NISA

※上記の目的や活用イメージは一例です。これらに限定するわけではありません。



『NISA』の種類



『NISA』は、少額からでも無理せず始められる資産形成のための制度です。

	つみたてNISA くわしくは10ページ～	一般NISA くわしくは3ページ～	ジュニアNISA くわしくは7ページ～
取引者	口座名義人（ご本人）		親権者等
年齢制限	20歳以上*1 ＊2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳以上に変更となります。	20歳以上*1 ＊2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳以上に変更となります。	0～19歳*2 ＊2019年度税制改正に伴い、2023年以後は0～17歳に変更となります。
口座開設期間	2042年まで	2023年まで	
非課税期間	投資した年から 最長20年間 つみたてNISAとNISAの併用不可（年単位の選択制）	最長5年間 5年間の非課税期間終了後、翌年の非課税枠を利用して、非課税期間を延長することが可能。（口座を開設できるのは2023年まで） ・一般NISAの口座開設期間終了後は、2024年から口座開設可能となる「新NISA」の非課税枠を利用することで非課税期間を延長することが可能となる予定です。	最長5年間 ・ジュニアNISAの口座開設期間終了後は、継続管理勘定に資産を移管することで、18歳になるまで非課税で継続保有できます。 ・20歳以降*3は一般NISA（2024年～2028年は新NISA）へ移管できます。 （つみたてNISAへの移管はできません。）
購入方法	積立方式のみ	通常買付または積立方式	
運用商品の購入時手数料	なし	ファンドによりかかるものとかからないものがあります	
運用商品	長期の積立・分散投資に適した一定の条件を満たす投資信託およびETF	投資信託・上場株式・ETF・上場REITなど	
金融機関変更	可		不可
ロールオーバー（注1）	不可	可	
運用商品の変更	可能ですが、売却時に非課税枠（購入時に使用した非課税枠）がなくなります		
お金の引出し	いつでも可能		原則18歳まで不可
投資上限額 年間	40万円（積立で月々3.3万円まで）	120万円	80万円
投資上限額 累積	20年間で800万円	5年間で600万円	5年間で400万円

（注1）「一般NISA」および「ジュニアNISA」において5年間の「非課税で保有できる期間」が満了した際、新たな非課税枠に移管すること（ロールオーバー）が可能です。年末時点の時価が移管先の非課税枠（NISA口座は年間120万円、ジュニアNISA口座は年間80万円）を超えていても、全額、移管すること（ロールオーバー）が可能となります。

※以降のページでは、上場株式を「株式」、公募株式投資信託を「投資信託」または「ファンド」と表記する場合があります。

※2019年度税制改正に伴い、2023年以後は次のとおり変更となります。*1:18歳以上 *2:0～17歳 *3:18歳以降
※同一年において「つみたてNISA」と「一般NISA」の併用を行なうことはできず、年ごとに選択することとなります。
※2020年度税制改正に伴い、一般NISAの口座開設期間終了後、2024年～2028年において「新NISA」の口座開設が可能となりました。

当資料作成時点の情報にもとづき、NISA制度の概要について説明したものであり、内容については将来の税制改正などにより変更となる場合があります。



『一般NISA』のポイント①

一般NISAの概要

少額からの、投資による資産形成を助けるために、2014年1月から少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」がはじまりました。
購入方法は、「一括」、「複数回に分けて」、「積立方式」など自由に選べます。
ただし、同一年において「つみたてNISA」との併用はできません。

※「NISA」か「つみたてNISA」かいずれかを年単位で選択することになります。

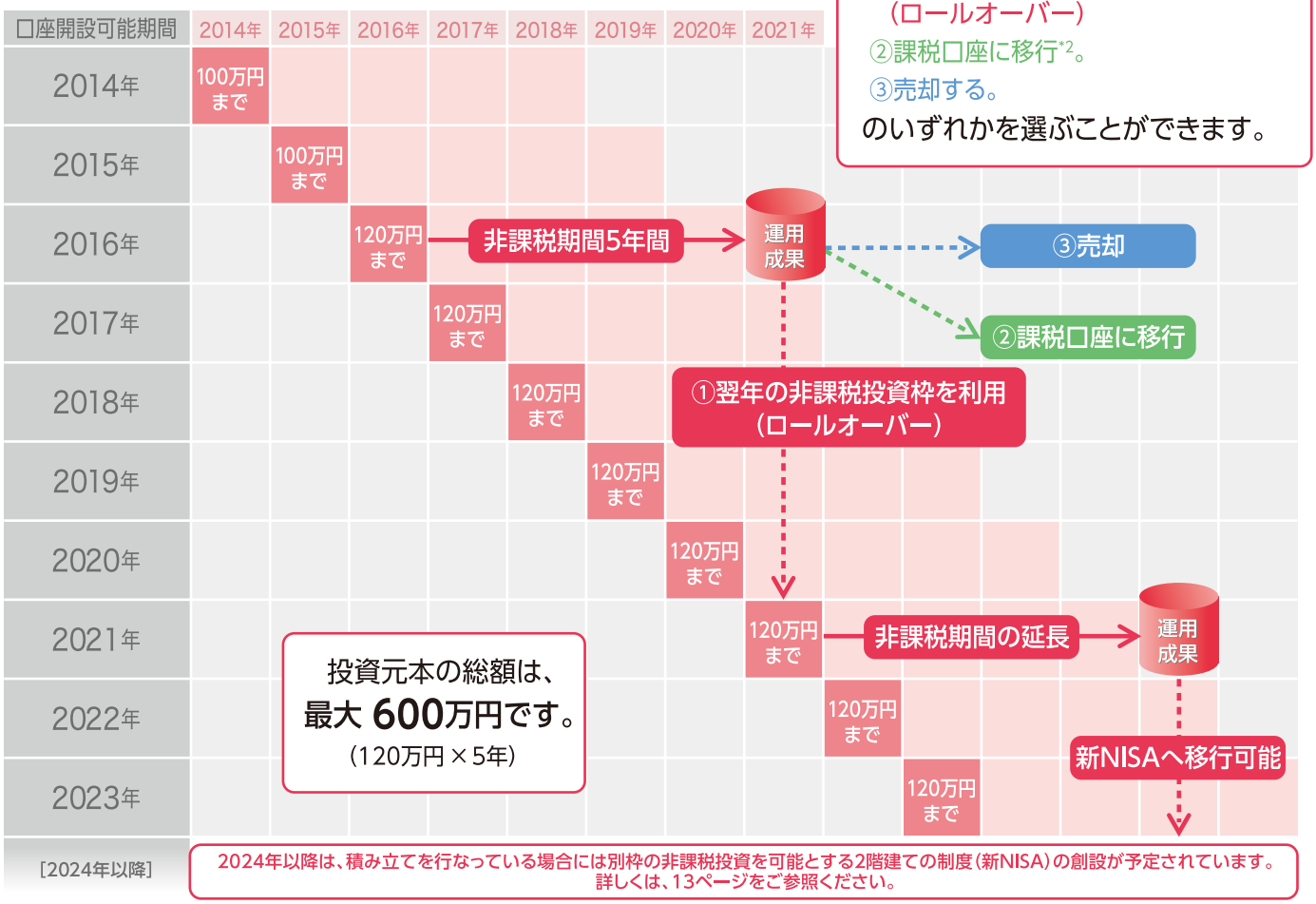
一般NISA



対象年齢	投資上限額	対象商品	非課税期間	口座開設期間
20歳以上＊ （口座を開設しようとする年の1月1日時点の年齢） ＊2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳以上に変更となります。	年間120万円※ *2015年以前は年間100万円まで	投資信託・上場株式・ETF・上場REITなど	最長5年間	2023年まで

※非課税投資額は、投資残高ではなく、実際に投資した金額（購入時手数料などは除く）で計算します。
※NISA預りの投資残高から発生した投資信託分配金の再投資については、再投資金額分が非課税投資枠を利用することとなります。

一般NISAのイメージ



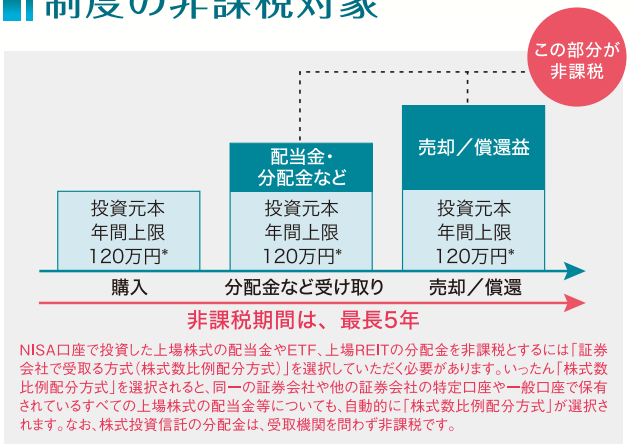
*1「一般NISA」において5年間の「非課税で保有できる期間」が満了した際、新たな非課税枠に移管する場合、年末時点の時価が移管先の非課税枠（一般NISA口座は年間120万円）を超えていても、全額移管できます。
*2 課税口座（一般口座や特定口座）に移す場合、その時点の価額が新しい取得価額になります。その後は新しい取得価額に基づいて、損益の計算が行なわれます。
※2020年度税制改正に伴い、一般NISAの口座開設期間終了後、2024年～2028年において「新NISA」の口座開設が可能となりました。



『一般NISA』のポイント②



制度の非課税対象



NISA口座で投資した上場株式の配当金やETF、上場REITの分配金を非課税とするには「証券会社で受取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

*2015年以前は、上限は年間100万円でした。

主な対象商品

上場株式 ETF（上場投資信託）	国債、社債
○ 公募株式投資信託	× 公社債投資信託
上場REIT （不動産投資信託）	預貯金

※全ての金融商品を示したものではありません。
※左記の分配金には、投資信託の元本払戻金（特別分配金）は含まれません。

一般NISA Q&A



Q1 誰でも利用できますか？



A1

一般NISA口座を開設する年の1月1日時点で日本にお住まいの20歳以上*の方であれば、1人1口座に限り、原則どなたでもご利用できます。

Q2 20歳以上*なら、家族みんなで一般NISA口座を開設できるんですね。



A2

はい。ただし家族間で非課税枠を融通することはできませんのでご注意ください。

また、1年ごとに金融機関を変更できます。
ただし、その年の非課税枠を既に1円でも利用している場合、その年の分については金融機関を変更することはできません。



*2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳以上に変更となります。

当資料作成時点の情報にもとづき、NISA制度の概要について説明したものであり、内容については将来の税制改正などにより変更となる場合があります。



『一般NISA』のポイント③

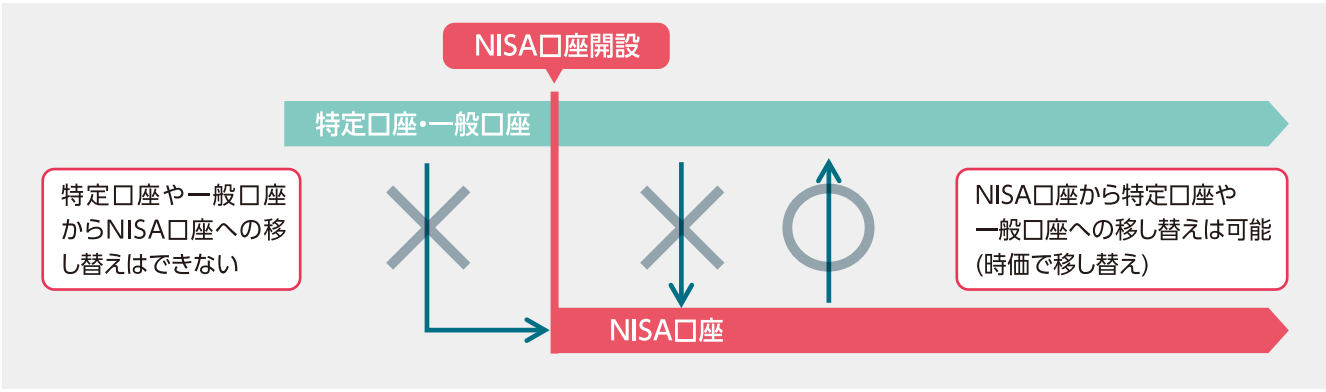
Q3 特定口座で持っている投資信託をNISA口座に移すことはできますか？



A3

既に保有している商品をNISA口座に移すことはできません。
非課税の対象は、NISA口座で新たに投資した株式や投資信託などです。

特定口座・一般口座とNISA口座



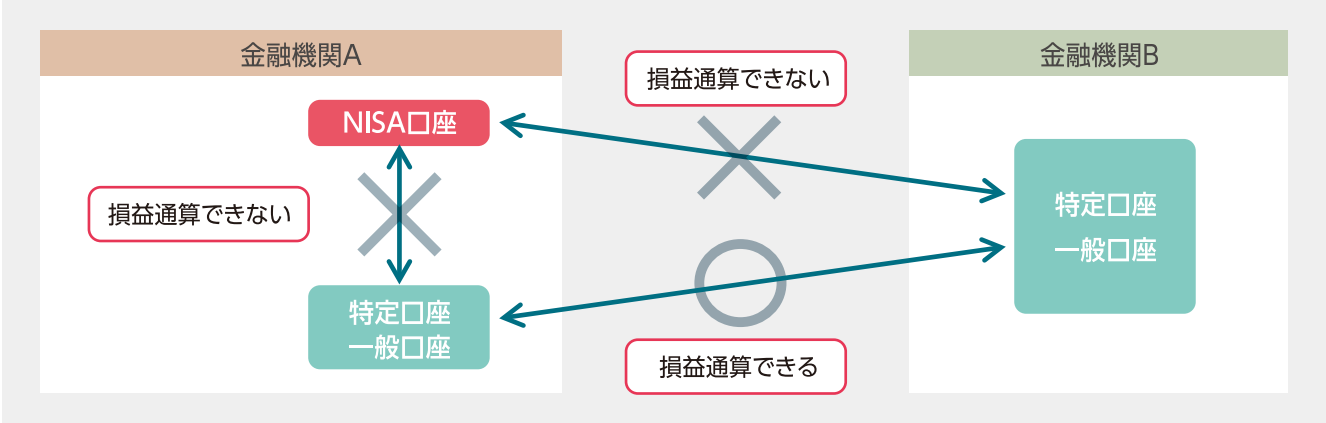
Q4 NISA口座での利益や損失は、他の口座と損益通算できますか？



A4

NISA口座での売却などによる損益は、
NISA口座以外で生じた損益と通算することはできません。

損益通算のイメージ



※税制上、NISA口座での売却などによる損失はないものとみなされます。

当資料作成時点の情報にもとづき、NISA制度の概要について説明したものであり、内容については将来の税制改正などにより変更となる場合があります。



『一般NISA』のポイント④



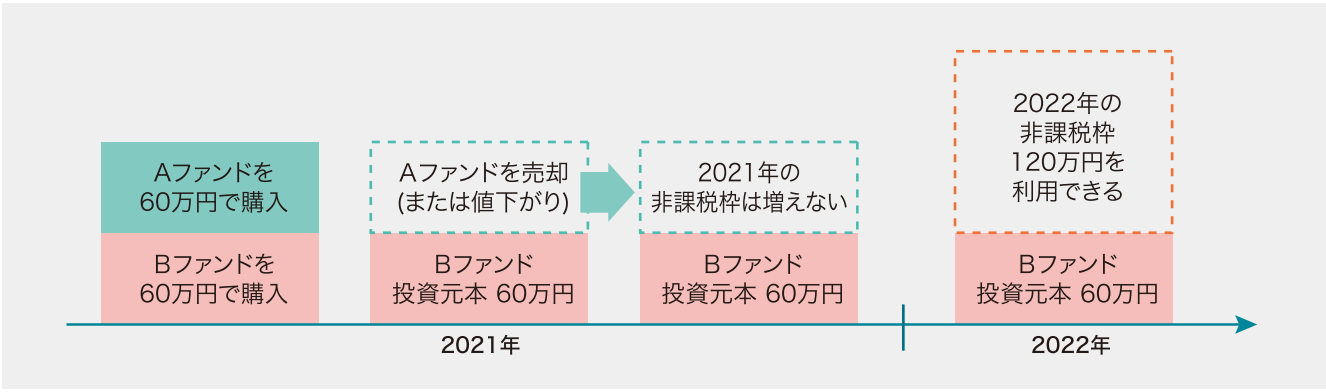
Q5 NISA口座の保有銘柄を売却して、他の各銘柄を買い直すことはできますか？



A5

非課税期間内に売却することはできますが、その分の非課税枠を再利用することはできません。また、ファンドが値下がりした場合でも非課税枠は復活しないので、買い直すことはできません。

NISA口座の年間非課税投資枠について①



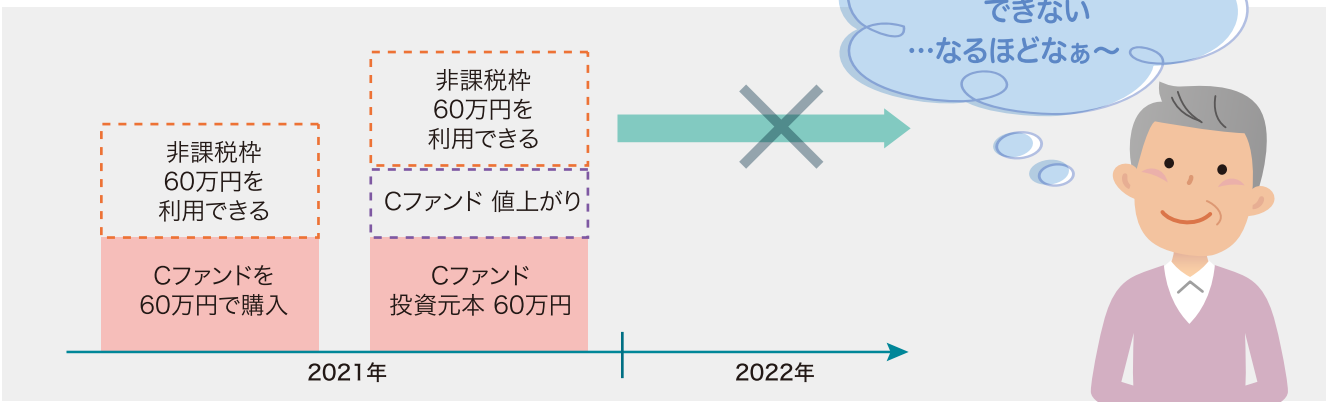
Q6 NISA口座の保有銘柄が値上がりしたら、非課税枠は減りますか？



A6

値上がりしても、非課税枠は減りません。
ただし、使わなかった非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。

NISA口座の年間非課税投資枠について②



ご注意

ETF・上場REITについて

NISA口座で投資した上場株式の配当金やETF、上場REITの分配金を非課税とするには「証券会社で受取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。



『ジュニアNISA』のポイント①

ジュニアNISAの概要

ジュニアNISAは、2016年から導入された子どものための「少額投資非課税制度」です。
お子さま、お孫さまの将来のために資金を準備できます。
購入方法は、「一括」、「複数回に分けて」、「積立方式」など自由に選べます。

ジュニアNISA

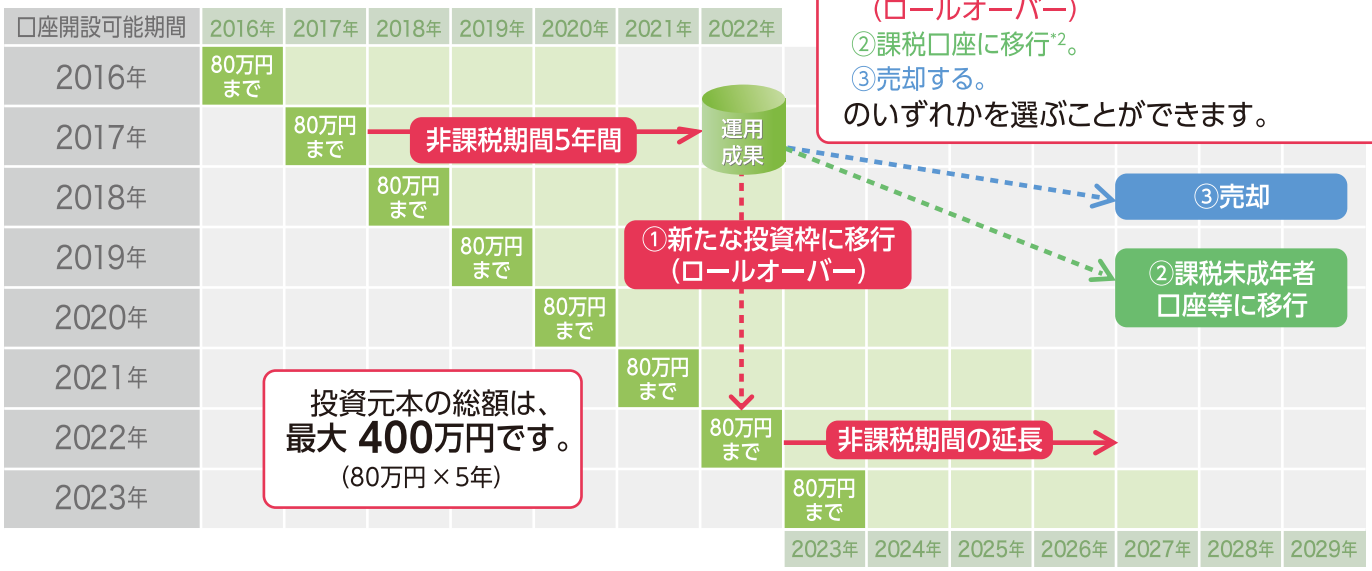


対象年齢	投資上限額	対象商品	非課税期間	口座開設期間
0～19歳* （口座を開設しようとする年の1月1日時点の年齢） *2019年度税制改正に伴い、2023年以後は0～17歳に変更となります。	年間80万円※	投資信託・上場株式・ETF・上場REITなど	最長5年間	2023年まで

※非課税投資額は、投資残高ではなく、実際に投資した金額（購入時手数料などは除く）で計算します。
※NISA預りの投資残高から発生した投資信託分配金の再投資については、再投資金額分が非課税投資枠を利用することとなります。
※原則として、ジュニアNISA口座の開設や運用・資金管理は、親権者等の方が代理で行ないます。親・祖父母等が拠出した資金で、親権者等が子どものために代理で運用を行なうことができます。また、ジュニアNISA口座は1人1口座で、既に開設したジュニアNISA口座を廃止しない限り、金融機関の変更はできません。
【注意点】18歳まで払出しが制限されます。途中解約・途中で払出す場合、原則として、過去の利益に対して課税されます。くわしくは8ページをご参照ください。

ジュニアNISAのイメージ

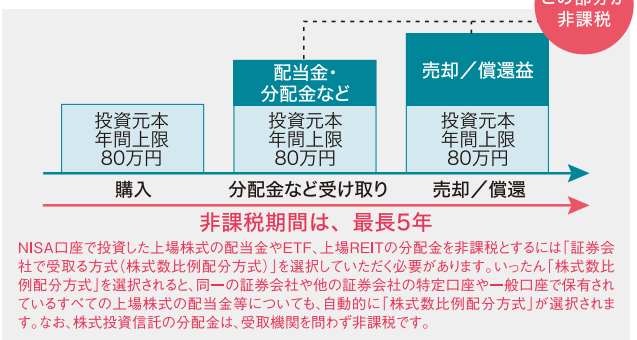
5年間の非課税期間終了後、
①引き続き、翌年の非課税投資枠を利用*1。（ロールオーバー）
②課税口座に移行*2。
③売却する。
のいずれかを選ぶことができます。



※2024年以降は、毎年、「非課税で保有できる期間」が満了したもの等について継続管理勘定に移管し、18歳になるまで非課税のまま継続保有することができます。くわしくは9～10ページをご参照ください。
*1 「ジュニアNISA」において5年間の「非課税で保有できる期間」が満了した際、新たな非課税枠に移管する場合、年末時点の時価が移管先の非課税枠（ジュニアNISA口座は年間80万円）を超えていても、全額移管することが可能となります。ロールオーバーを選択する場合はお申出が必要です。
*2 特定口座などに移す場合、その時点の価額が新しい取得価額になります。その後は新しい取得価額に基づいて、損益の計算が行なわれます。
※ジュニアNISAにおける新規投資および口座開設は、2023年末で終了となります。

制度の非課税対象

ジュニアNISAは、非課税対象など基本的なしくみはNISAと同じですが、取扱いが異なる点もあります。



NISA口座で投資した上場株式の配当金やETF、上場REITの分配金を非課税とするには「証券会社で受取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

主な対象商品

上場株式 ETF（上場投資信託）	国債、社債
公募株式投資信託	公社債投資信託
上場REIT （不動産投資信託）	預貯金

※全ての金融商品を示したものではありません。
※左記の分配金には、投資信託の元本払戻金（特別分配金）は含まれません。



『ジュニアNISA』のポイント②



Q1 ジュニアNISAの「払出し制限」や「課税未成年者口座」って何ですか？

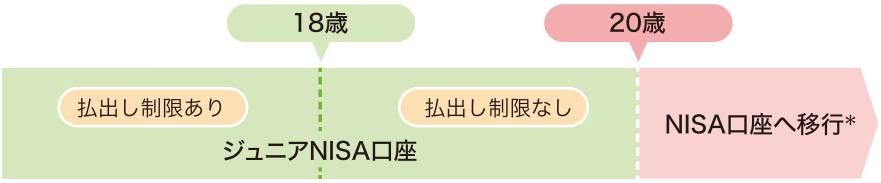


A1

18歳になるまでは、原則としてジュニアNISAからお金を引出すことはできません（払出し制限）。課税未成年者口座は、ジュニアNISA口座で保有する投資信託の分配金や売却代金等を管理するための口座で、ジュニアNISA口座と同時に開設することになります。

18歳まで払出しに制限

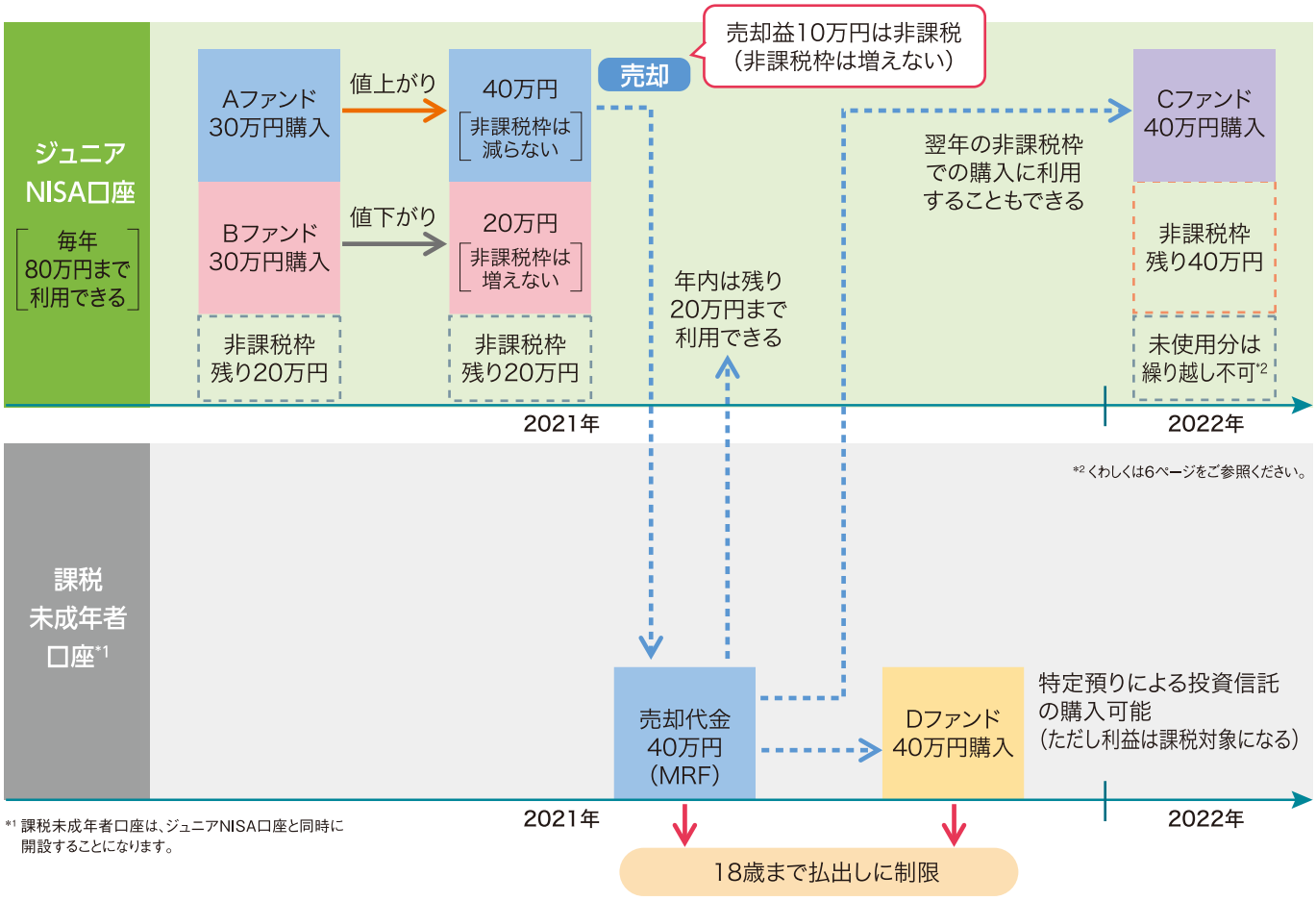
- 3月31日時点で18歳である年の前年末まで、ジュニアNISA口座からの払出しはできません。
- 2023年末までに途中で払出す場合、過去の利益全てに対して課税されます。
- 災害等のやむを得ない場合には、非課税で払出すことができます。



*20歳（2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳に変更となります）になった年の翌年に、NISA口座が自動的に開設されます。NISA口座内では、「一般NISA」または「つみたてNISA」のどちらか一方を選択できます。

*2020年度税制改正により、2024年1月以後は途中払出しを行なっても課税は行なわれない（非課税で払出せる）こととなりました。ただし、2024年1月以後も「18歳までの払出し制限」自体は残り、18歳までに払出す場合は、ジュニアNISA口座自体を解約し、全額払出すこととなります（一部の払出しはできません）。

ジュニアNISA口座と課税未成年者口座



*2 くわしくは6ページをご参照ください。

*1 課税未成年者口座は、ジュニアNISA口座と同時に開設することになります。

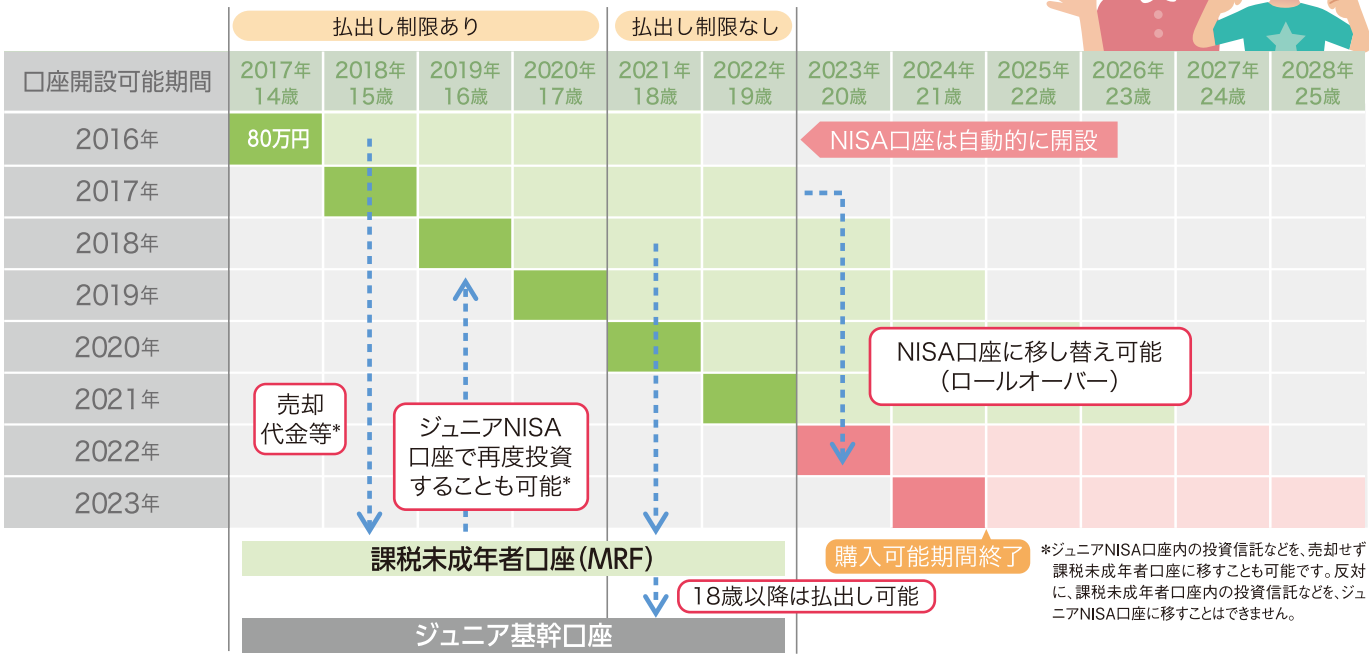
当資料作成時点の情報にもとづき、ジュニアNISAの概要について説明したものであり、内容については将来の税制改正などにより変更となる場合があります。



『ジュニアNISA』のポイント③

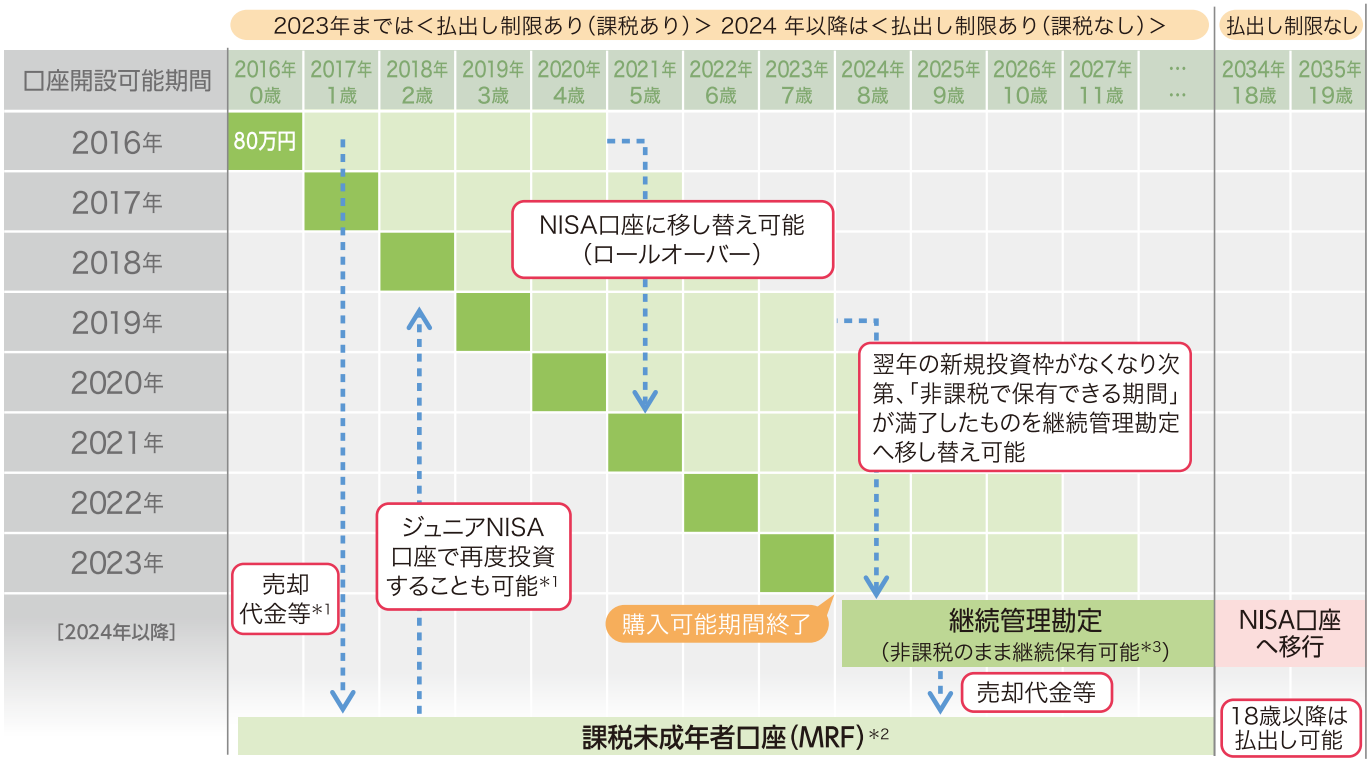


2022年1月1日までに18歳になる場合の例



*ジュニアNISA口座内の投資信託などを、売却せず課税未成年者口座に移すことも可能です。反対に、課税未成年者口座内の投資信託などを、ジュニアNISA口座に移すことはできません。

18歳になる前にジュニアNISAが終了する場合の例



*1 ジュニアNISA口座内の投資信託等を、売却せず課税未成年者口座に移すこともできます。反対に、課税未成年者口座内の投資信託等を、ジュニアNISA口座に移すことはできません。
*2 課税未成年者口座で管理する資金を用いて金融商品を購入することができます。未使用分のジュニアNISA非課税枠を利用した商品購入代金へ用いることやジュニアNISAの対象商品以外の金融商品を購入することもできます（ただし利益は課税対象になる）。
*3 継続保有や途中売却は可能ですが、新規投資はできません。



『つみたてNISA』のポイント①



つみたてNISAの概要

つみたてNISAは、少額からの積立・分散投資を目的に作られる、積立投資専用の制度です。
購入方法は、「積立方式」に限られますが、非課税期間が長く、長期の資産形式に適しています。
ただし、同一年において「一般NISA」との併用はできません。

※「一般NISA」か「つみたてNISA」かいずれかを年単位で選択することになります。

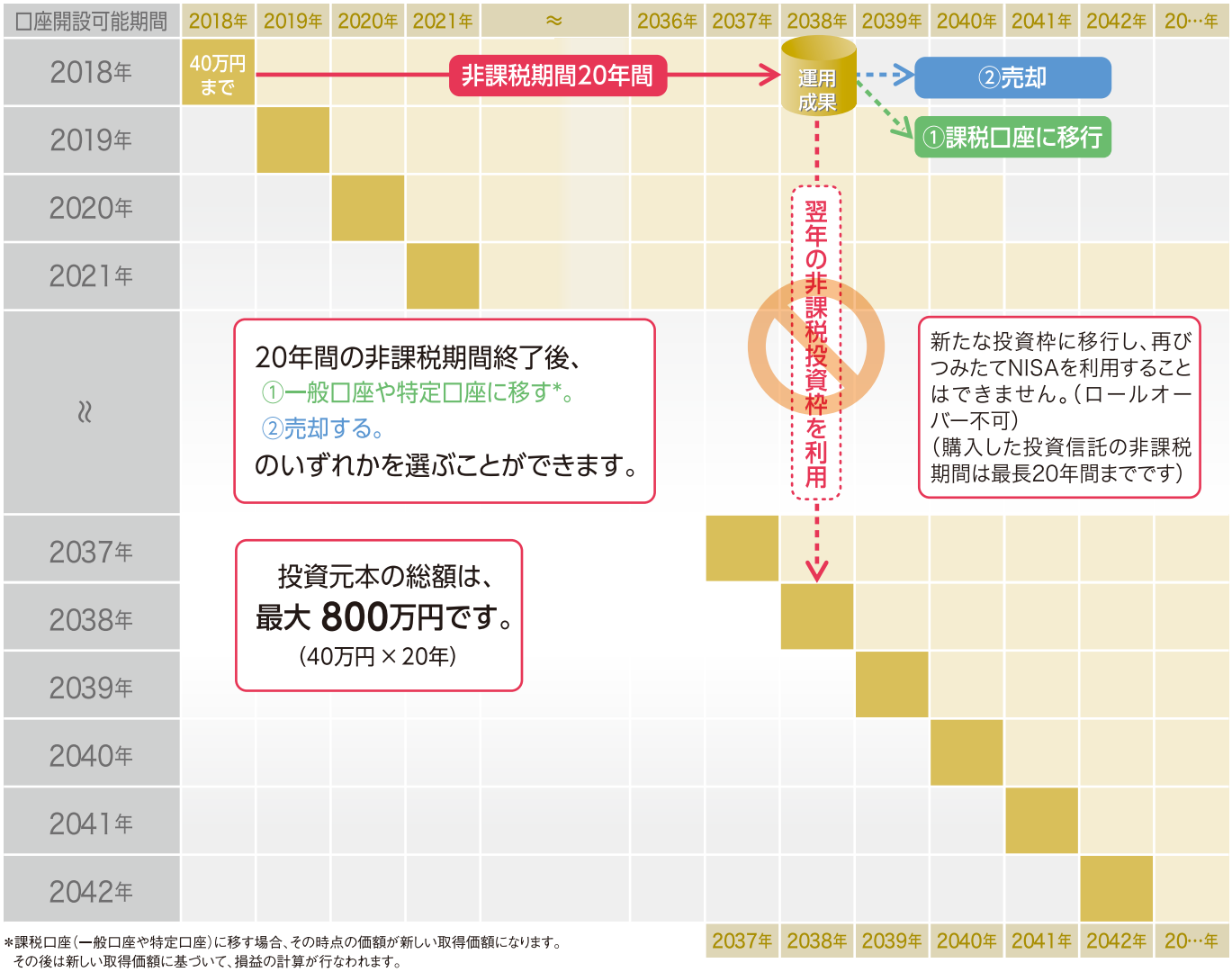
つみたてNISA



対象年齢	投資上限額	対象商品	非課税期間	口座開設期間
20歳以上* （口座を開設しようとする年の1月1日時点の年齢） *2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳以上に変更となります。	年間40万円※ 積立なら月々3.3万円まで 積立投資なら、月々約3.3万円！	長期の積立・分散投資に適した一定の条件を満たす投資信託およびETF※	最長20年間	2042年まで

※非課税投資額は、投資残高ではなく、実際に投資した金額（購入時手数料などは除く）で計算します。
※つみたてNISAは、積立契約に基づく定期的な買付による購入のみが対象になります。
※NISA預りの投資残高から発生した分配金の再投資については、再投資金額分が非課税投資枠を利用することとなります。

つみたてNISAのイメージ



*課税口座（一般口座や特定口座）に移す場合、その時点の価額が新しい取得価額になります。
その後は新しい取得価額に基づいて、損益の計算が行なわれます。
※2020年度税制改正により、つみたてNISAの口座開設可能期間が2042年まで5年間延長されました。

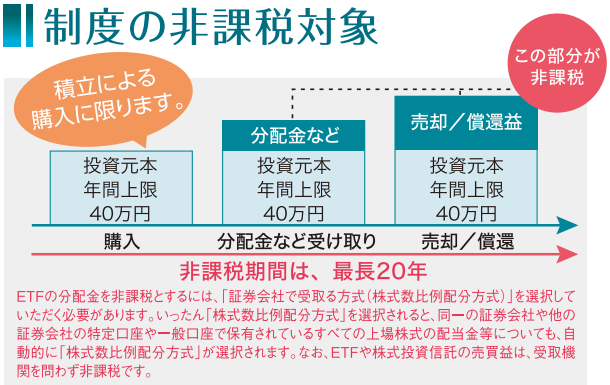
当資料作成時点の情報にもとづき、つみたてNISAの概要について説明したものであり、内容については将来の税制改正などにより変更となる場合があります。



『つみたてNISA』のポイント②

つみたてNISAは、非課税対象など基本的なしくみはNISAと同じですが、取扱いが異なる点もあります。

制度の非課税対象



ETFの分配金を非課税とするには、「証券会社で受取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、ETFや株式投資信託の売買益は、受取機関を問わず非課税です。

※上記の分配金には、投資信託の元本払戻金（特別分配金）は含まれません。

主な対象商品

上場等株式投資信託
［・公募株式投資信託・ETF（上場投資信託）］
のうち、長期の積立・分散投資に適した
一定の条件を満たす商品※

上場株式 / 公社債投資信託 / 国債、社債 / 預貯金 / 上場REIT（不動産投資信託）

※百五証券では対象商品を限定しています。詳しくは担当者へお問い合わせください。

※公募株式投資信託やETF（上場投資信託）のうち、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託が対象となります。つまり、コストが低く、分配金を出さず複利効果を活用して効率的に資産形成ができる商品に限定されています。

※対象商品については以下の条件などを満たすものに限定され、金融庁ウェブサイトに公表されています。

- 信託期間が無期限または20年以上
- 購入時手数料がゼロ＊
- 運用管理費用が低水準
- 複雑な商品設計
- 分配頻度が毎月

＊つみたてNISAの対象商品となるETFには、通常、購入時手数料がかかります。

つみたてNISA Q&A

Q1 一般NISAを利用しているのですが、新しくつみたてNISAを利用することはできますか？



A1

できます。ただし、「一般NISA」と「つみたてNISA」の併用は、同一年ではできません。1年ごとの選択になります。その年の非課税枠を既に1円でも利用している場合、その年の分については切り替えることはできません。

なお、つみたてNISAでは1年ごとに金融機関を変更できます。ただし、その年の非課税枠を既に1円でも利用している場合、その年の分については金融機関を変更することはできません。

Q2 つみたてNISAは、どんな商品をどうやって買い付けるの？



A2

つみたてNISAは、購入する投資信託を決めた上で、「1カ月に1度」といったように、定期的に一定金額で買い付けを行ないます。

Q3 つみたてNISAの非課税期間20年が終わるとどうなるの？



A3

非課税期間の20年が終わると、つみたてNISA内で保有する資産は、課税口座（特定口座や一般口座）に移ることになります。また、つみたてNISAは一般NISAと異なり、ロールオーバーはできません。

※つみたてNISAは、課税口座（一般口座や特定口座）への保有商品の移管や損益通算に関して、一般NISAと同様の規定が適用されます。くわしくは5ページをご参照ください。

NISA制度ご利用にあたってご留意いただきたい事項

・NISA制度（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）をご利用いただくにあたって、ご留意いただきたい事項は次の通りです。制度内容を十分にご理解いただき、お客さまの投資目的や運用のお考えに合った商品・サービスをご提供できる金融機関をご検討ください。

【NISA制度について】

⑴　同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できません。（金融機関変更した場合を除きます。）
※ジュニアNISA口座は、制度上、金融機関変更はできません。

⑵　NISA口座内の上場株式や株式投資信託等を非課税扱いのまま、他の金融機関等に移管することはできません。また、他の口座（特定口座・一般口座）で現在保有している上場株式や株式投資信託をNISA口座へ移管することはできません。

⑶　NISA口座内で生じた損失は税務上ないものとされ、他の譲渡損益（特定口座・一般口座での取引）との損益通算はできません。また損失の繰越控除もできません。※ただし、ジュニアNISAの課税未成年者口座内における譲渡損益については損益通算が可能です。

⑷　途中売却は可能ですが、売却した場合、その売却分の非課税投資枠の再利用はできません。また、分配金再投資型の株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該分配金による当該株式投資信託の再投資（自動買付け）を行えば、その分について非課税投資枠を利用することとなります。したがって、NISA制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行うまたは分配金再投資型の株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等はNISA制度を十分に利用できない場合があります。

⑸　株式投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。

⑹　非課税枠での投資はその年限りで、未使用の非課税枠を翌年以降に繰り越すことはできません。

⑺　上場株式の配当金やETF、REITの分配金を非課税とするには「証券会社で受取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

【つみたてNISAについて】

⑴　つみたてNISAと一般NISAは選択制であり、同一年に両方を利用することはできません。変更を行う場合には、原則として暦年単位となります。

⑵　つみたてNISAの利用は積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による購入に限られます。

⑶　つみたてNISAでは一般NISAと異なりロールオーバーができません。

⑷　つみたてNISAに係る積立契約（累積投資契約）により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年１回お知らせします。

⑸　つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した時、およびその後５年を経過する毎に氏名・住所についてご確認いたします。
基準経過日から１年の間に当該確認ができない場合には、累積投資勘定でのご購入はできなくなります。

【ジュニアNISAについて】

⑴　運用管理者は、口座名義人の親権者等に限ります。

⑵　ジュニアNISAによる購入は、口座名義人本人の資金に限られます。口座名義人以外の資金により投資された場合には、贈与税等の課税上の問題が生じることがあります。

⑶　口座名義人が３月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までは原則としてジュニアNISA口座からの払出しはできません。ジュニアNISA口座から契約不履行等事由による払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。

⑷　払出し手続きは口座名義人または口座名義人の法定代理人に限ります。払い出される資金が口座名義人のために使われることを確認させていただき、口座名義人本人の口座への払出しとなります。

⑸　払出し制限が解除された後、口座名義人に対して、払出し制限が解除されたことをお知らせします。

⑹　口座名義人が一定の年齢（15歳）に達した後には、口座名義人に対し残高をお知らせします。

⑺　払出しされた資金を口座開設者本人以外のものが費消した場合には、事実関係にもとづき、贈与税等の課税上の問題が生じます。

⑻　口座開設者本人が20歳（※）になったときは、法定代理権が消滅するため、口座開設者本人から運用指図を受けることになります。

※2019年度税制改正に伴い、2023年以降は18歳となります。



積立投資の魅力

「積立投資」を行なうことで、さまざまなメリットを得られます。

少額から資産形成が可能

投資信託を使うことで、少額から気軽に投資することができます。

時間分散することで購入コストを引き下げることが可能 ～りんご🍎の例～

例）手元に12,000円あります。りんごを毎月、定量、定額で購入した場合、そして一括で購入した場合を考えてみましょう。

前提条件
- りんごの現在の値段は100円です。
- りんごの値段は1カ月後150円、2カ月後50円、3カ月後100円で推移すると仮定します。

	現在	1カ月後	2カ月後	3カ月後	合　計
りんごの値段	100円	150円	50円	100円	ー
定量購入 Aさん	30個 3,000円	30個 4,500円	30個 1,500円	30個 3,000円	120個 12,000円 （平均購入価格：100円）
定額購入 Bさん	30個 3,000円	20個 3,000円	60個 3,000円	30個 3,000円	140個 12,000円 （平均購入価格：85.7円）
一括購入 Cさん	120個 12,000円	ー	ー	ー	120個 12,000円 （平均購入価格：100円）

価格が高い時には少なく価格が低い時には多く購入します。

今回の事例では、毎月一定額を購入することで平均購入価格を引き下げることができました。

※上記はイメージです。
※上記は積立投資を活用することで、平均購入価格が安定することを示した事例です。必ずしも全ての事例に当てはまるものではありません。

相場が悪くても、損益がプラスになることも ～投資信託では…～

例）投資信託を毎月1万円ずつ購入した場合と一括購入した場合を考えてみましょう。

		1カ月目	2カ月目	3カ月目	4カ月目	5カ月目	6カ月目
基準価額（1万口あたり）		10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円	5,000円
積立投資	投資額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	口数	10,000口	12,500口	16,667口	25,000口	50,000口	20,000口
	評価額	10,000円	18,000円	23,502円	25,667円	22,833円	67,084円
一括投資	投資額	60,000円	-	-	-	-	-
	口数	60,000口	-	-	-	-	-
	評価額	60,000円	48,000円	36,000円	24,000円	12,000円	30,000円

基準価額が低いときには買付口数が多くなります。

下落時も積立投資を続けることで、少しの値上がりで損益がプラスになることが期待できます。

積立投資
投資金額：60,000円
平均購入価格：4,472円（1万口あたり）
損益率：+11.8%

一括投資
投資金額：60,000円
平均購入価格：10,000円（1万口あたり）
損益率：▲50.0%

※上記はイメージです。
※上記は積立投資を活用することで、平均購入価格が安定し損益がプラスになることを示した事例です。
必ずしも全ての事例に当てはまるものではありません。

上記は百五証券が試算したものです。税金等諸費用は考慮していません。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。



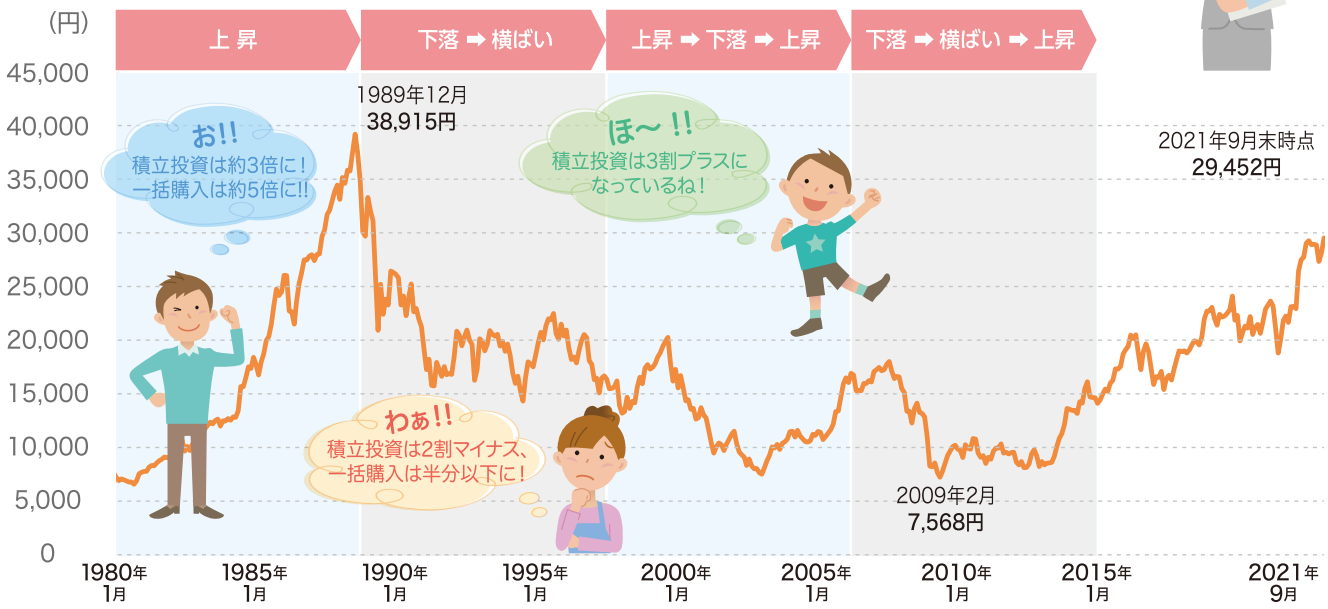
積立投資のシミュレーション例





日経平均株価を過去の4局面で2通りの投資をした場合の比較

（1980年1月末～2021年9月末）積立回数100回＝投資期間8年4カ月



	上 昇			下落 ➡ 横ばい			上昇 ➡ 下落 ➡ 上昇			下落 ➡ 横ばい ➡ 上昇		
	1981年9月～1989年12月			1990年1月～1998年4月			1998年5月～2006年8月			2006年9月～2014年12月		
積立投資	300万円	890万円	+197%	300万円	235万円	▲22%	300万円	389万円	+30%	300万円	457万円	+52%
一括購入	300万円	1,566万円	+422%	300万円	126万円	▲58%	300万円	309万円	+3%	300万円	325万円	+8%

ご参考

バブルのピーク（'89/12）から現在まで積立投資を続けたとしたら・・・

1989年12月～2021年9月			
投資額		現在評価額	
1,146万円	▶	2,268万円	+98%

上記は日経平均株価の過去の4局面で2通りの投資をしたものと仮定したシミュレーションです。将来の成果をお約束するものではないことにご留意ください。
「投資期間」:積立回数100回＝投資期間8年4カ月（100カ月）
「積立投資」:毎月末3万円ずつ
「一括購入」:期初全額
※上記は百五証券が試算したものであり、税金等諸費用は考慮していません。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※四捨五入の関係等で数値が一致しない場合があります。
※日経平均株価の数値は小数点以下を切り捨てています。

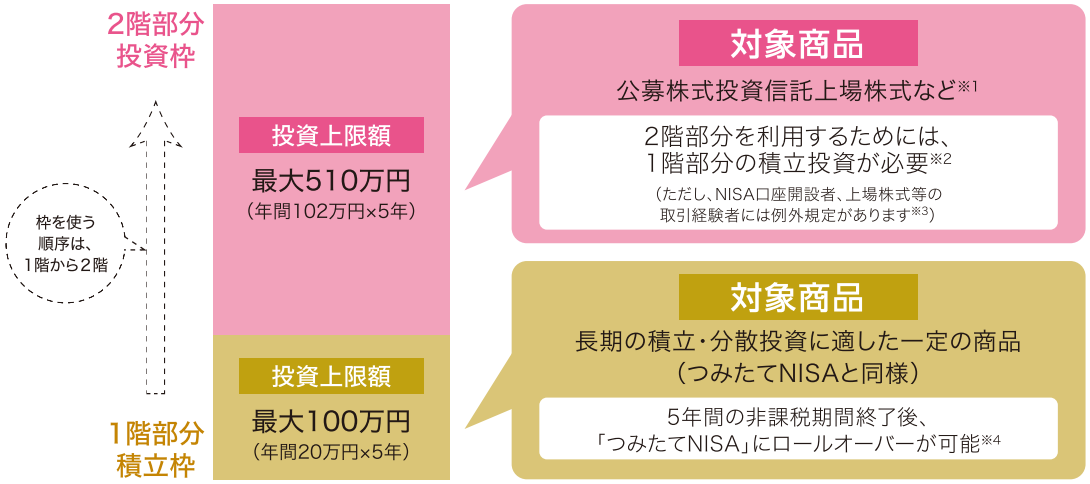




新NISAとは?①

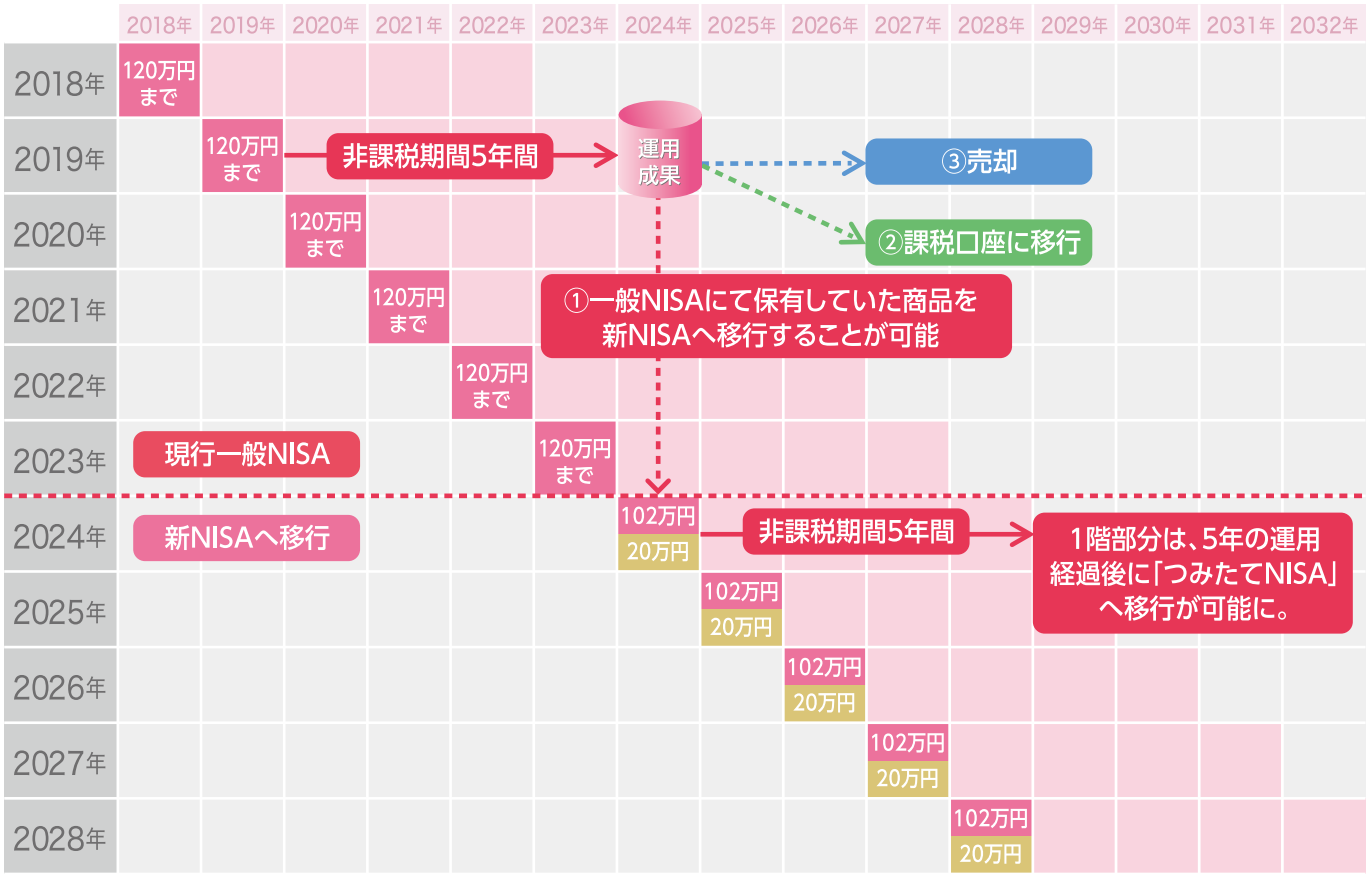
新NISAの概要

2020年度税制改正により、現行の一般NISAが見直されることとなりました。
2024年より、一般NISAは2階建ての新NISAに移行します。



※1 レバレッジを効かせた投資信託や上場株式のうち、監理・整理銘柄は、投資対象から外れる予定です。
※2 1階部分の上限額の20万円のすべてを使い切る必要はありません。くわしくは16ページをご参照ください。
※3 例外として、これまでNISA口座を開設していた方、または上場株式等の取引を行なったことのある方については、1階部分を利用せずに、2階部分で「上場株式」に投資をすることができます。
※4 1階部分は、5年間の非課税期間終了後、簿価で「つみたてNISA」の非課税枠にロールオーバーが可能です。

新NISAのイメージ



上記は、資料作成時点に知る得る情報に基づき作成しており、今後、制度の内容が変更となる可能性があります。



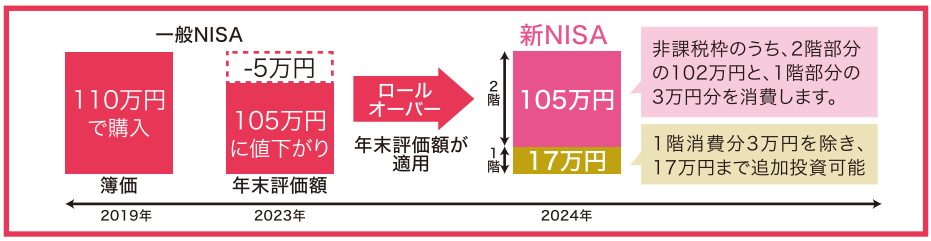
新NISAとは?②



一般NISAから新NISAにロールオーバーした場合の例

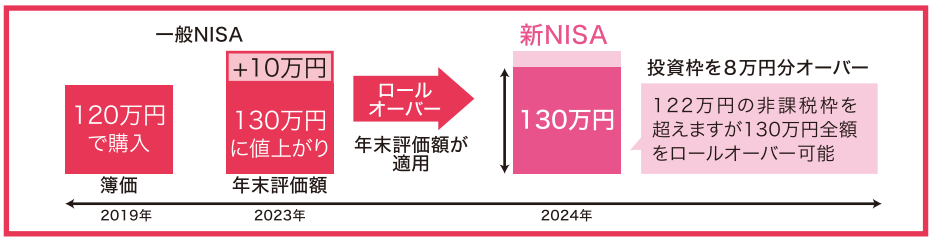
一般NISAで投資後、5年経過後の時価が122万円以下であった場合

一般NISAから新NISAへのロールオーバーは、時価（年末評価額）で行なわれ、新規の投資枠は2階部分から消費されます。



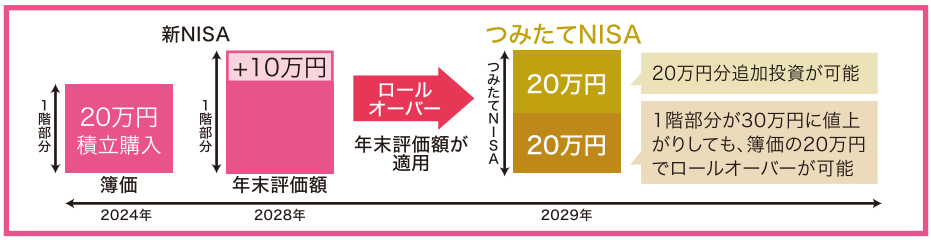
一般NISAで投資後、5年経過後の時価が122万円超であった場合

年末評価額が122万円を超えても、全額移管が可能です。その場合、該当する年の新規投資枠はゼロとなります。



新NISAの1階部分をつみたてNISAにロールオーバーした場合の例

新NISAの1階部分で積立投資を行なった場合、全額簿価（取得価格）で「つみたてNISA」にロールオーバーできます。



新NISA Q&A



Q1 もとからNISA口座を持っていたんだけど…

A1

今まで持っていたNISA口座保有分は非課税期間終了後、時価で新NISA口座の2階部分にロールオーバーすることができます。ただし、2階部分の投資枠（102万円）を超えるロールオーバーの場合は1階部分も消費します。



Q2 1階部分のつみたてNISAへのロールオーバーって？

A2

1階部分は非課税期間終了後、簿価でつみたてNISAの非課税枠にロールオーバー※することができます。

※5年の非課税期間終了後の翌年に「つみたてNISA」を選択することが条件となります。



Q3 2階部分を利用するためには、1階部分を利用しなければならないのでしょうか？

A3

はい。ただ、1階部分の20万円すべて使い切る必要はありません。1階部分の一部を利用してもらえれば、利用可能となっています。



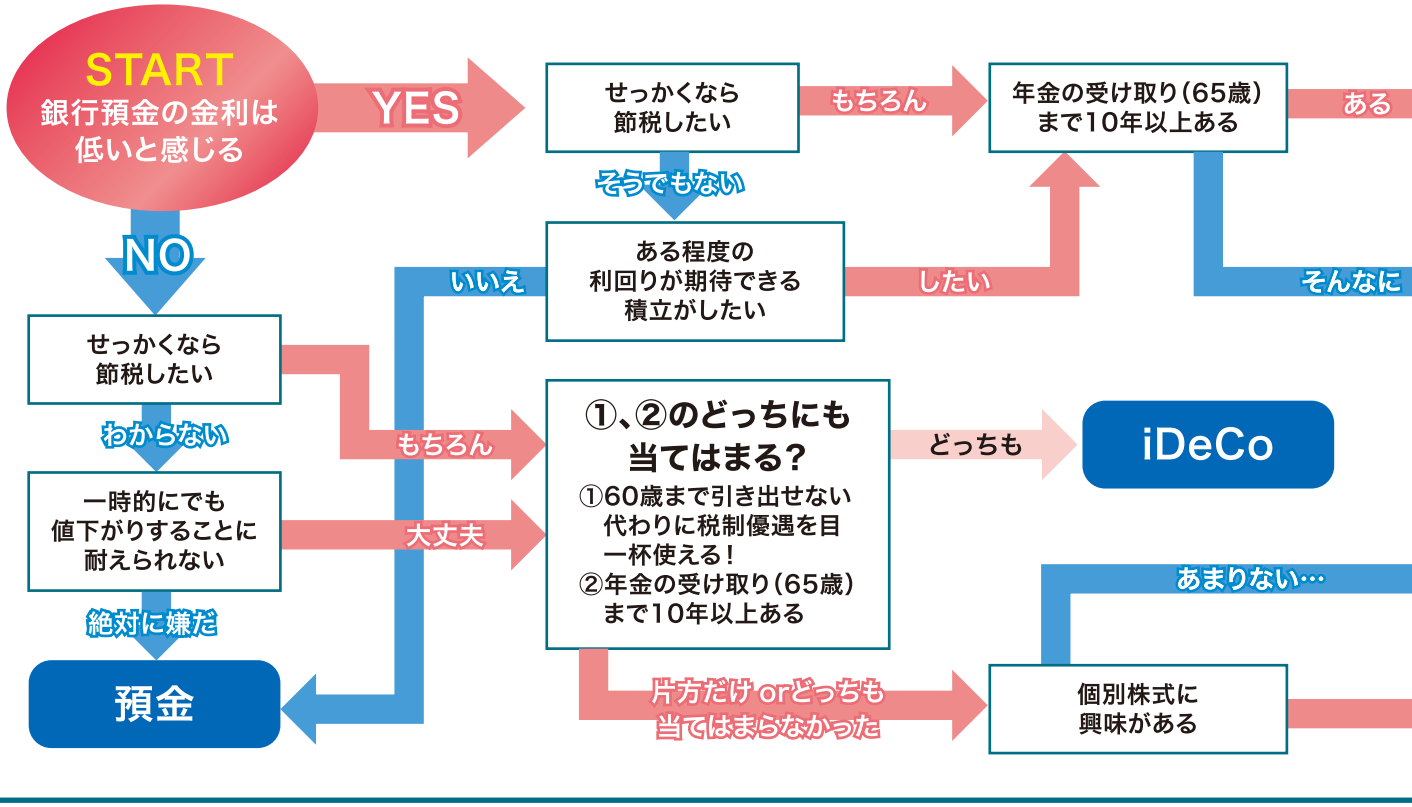
アナタにぴったりの「つみたて」制度を



Q1

つみたてNISA・一般NISAの他にも資産形成を応援する制度にはiDeCoがあります。
どの制度を優先的に利用すればいいのでしょうか？
また、制度の違いはどんなところがあるのですか？

あなたにぴったりの資



制度比較表

	iDeCo	
誰が利用できる？	原則として、国民年金や公的年金を納める、20歳以上60歳未満の国民※1	
いくら利用できる？	自営業：81万6,000円 /年 会社員：14万4,000円 /年～27万6,000円 /年※2 公務員：14万4,000円 /年 専業主婦・主夫：27万6,000円 /年	
どのくらい利用できる？	60歳まで※3 最長5年間	
積立時の節税効果	全額所得控除	
管理時の節税効果	運用益非課税	
受取時の節税効果	退職所得控除または公的年金等控除の対象	
対象商品は？	投資信託、保険商品、預金など	
いつでも引き出しできる？	原則60歳まで引き出し不可	

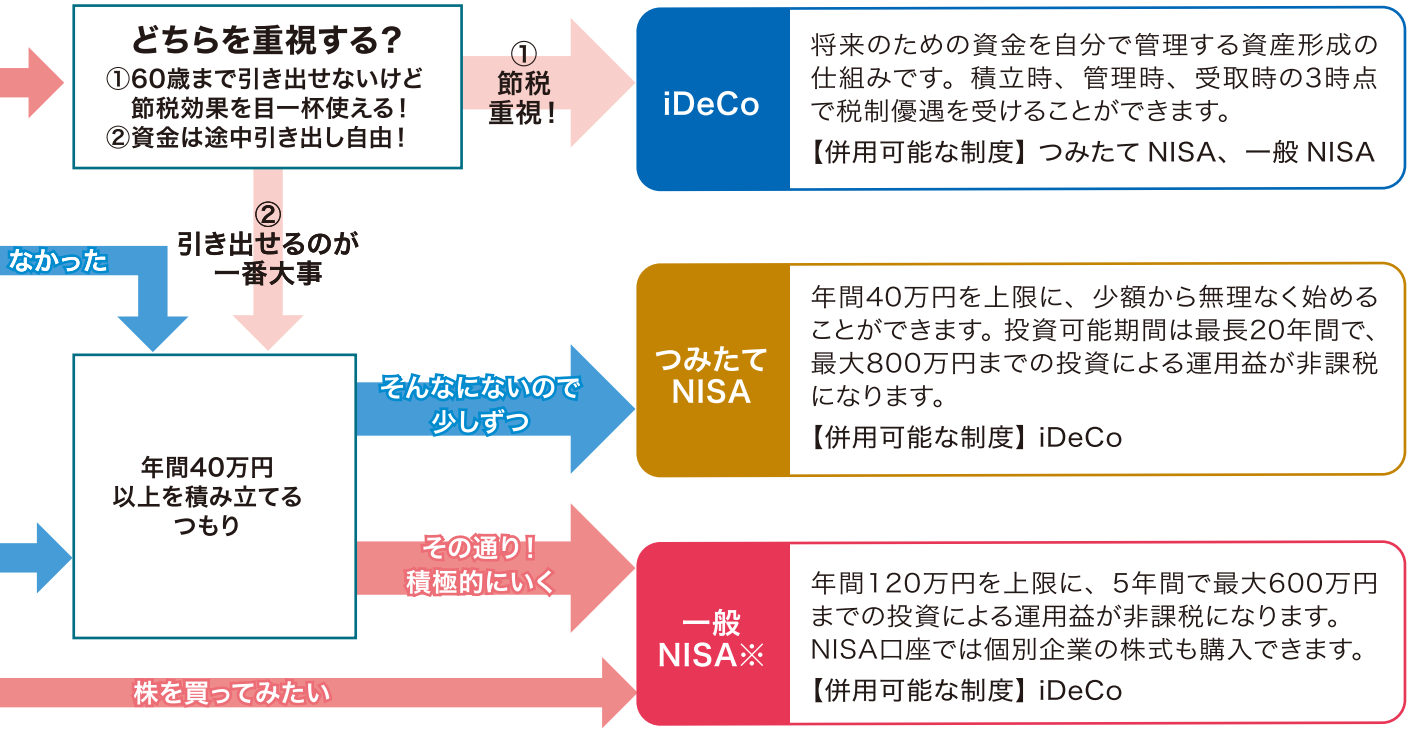
※百五証券ではiDecoの取扱はしておりません。ご興味がおありの方は百五銀行をご紹介させていただきますので、担当者へお問い合わせください。

質問に答えて発見しよう!

A1

どの制度をベースとして活用するかは人それぞれです。下のチャートと制度比較表でご自身にピッタリの「つみたて」制度を確認してみましょう。

資産形成方法は、どれ?



(注) 上記はイメージです。

つみたて NISA	一般 NISA※
20歳以上なら誰でも	
40万円 /年 (最大800万円)	120万円 /年 (最大600万円)
最長20年間	最長5年間
特になし	
運用益非課税	
特になし	
長期の資産形成に適すると金融庁が認めた投資信託、ETFのみ (信託期限が無期限または20年以上であること、毎月分配型ではないこと等)	株式、投資信託、ETF
引き出し可能	

※一般NISAは、2024年以降新NISAへ変更となります。
新NISAについて詳しくは、15ページをご参照ください。

※1 企業型確定拠出年金に加入している方は、企業型年金規約で個人型確定拠出年金(iDeCo)に同時に加入してよい旨を定めている場合のみ、iDeCoに加入できます。
※2 企業年金等に加入していない方は年額27.6万円。企業年金等に加入している方のうち企業型 DCのみに加入している方は年額24万円。企業年金等に加入している方のうち企業型 DCのみに加入している方以外の方は年額14.4万円。
※3 掛金の拠出に係る年齢制限です。69歳11ヵ月までは運用の継続が可能です。

投資信託のお取引にあたってご留意いただきたい事項

【投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません】

●投資信託のお引取に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【手数料などの諸費用およびリスクについて】

●投資信託の手数料などの諸費用の詳細は目論見書をご覧ください（※）

●なお、手数料など諸費用の合計金額および一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。

●各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含みます）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）があります。

※当社取扱商品の場合、最大3.85％（税込）の購入時手数料、最大2.42％（税込）の信託報酬等の費用がかかります。

当資料のお取扱いにおけるご注意

■当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として百五証券が作成したものです。
投資信託のお申込みにあたっては、「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度の税制改正により、2021年12月31日時点で2017年分のNISA口座を開設しており、第二勘定（2018年から2023年）のNISA口座を開設していないお客さまは、2022年1月をもって第一勘定（2014年から2017年）のNISA口座が廃止（みなし廃止）となります。**なお、今回廃止となる第一勘定のNISA口座は、既に投資可能期間（2017年）は過ぎており、2021年末をもって非課税での保有期間が終了するため、お客さまの残高やお取引に影響はございません。**

本件に関するQ&A

Q：第一勘定のNISA口座がみなし廃止されたらどうなりますか。
A：第一勘定のNISA口座は既に投資可能期間（2017年）は過ぎており、2021年末をもって非課税での保有期間も終了するため、みなし廃止が実施されても、お客さまの残高やお取引に影響はございません。
Q：どのようなNISA口座が廃止されるのですか。
A：今回廃止となるのは、NISA第一勘定と言われる、2014年～2017年の非課税勘定設定期間に該当するNISA口座となります。
既に投資可能期間（2017年）は過ぎており、2021年末をもって非課税での保有期間も終了するため、みなし廃止が実施されます。
Q：今後、NISA口座を再度利用したい場合、どうしたらよいですか。
A：改めて当社でＮＩＳＡ口座を利用される場合はＮＩＳＡ口座開設のお手続きが必要になります。

商　　号／百五証券株式会社
金融商品取引業者／東海財務局長（金商）第134号
加 入 協 会／日本証券業協会

（2022.3）